

最高裁主要判例解説 【借家に関する判例 - 公営住宅・社宅】

市営住宅条例の暴排条項と憲法14条1項・22条1項

(平成27年3月27日最高裁第二小法廷判決)

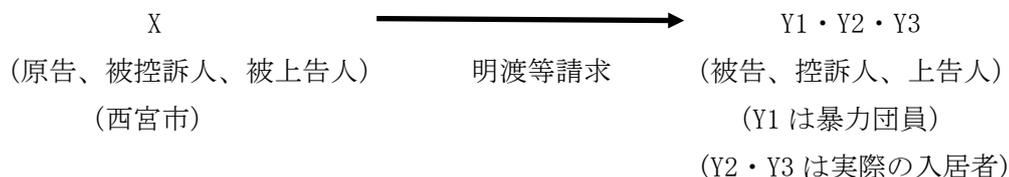
横浜市立大学客員教授 周藤 利一

判決のポイント

市営住宅条例の規定のうち、入居者が暴力団員であることが判明した場合に市営住宅の明渡しを請求することができる旨を定める部分は、憲法14条1項に違反しないとされたこと。

市営住宅条例の規定のうち、入居者が暴力団員であることが判明した場合に市営住宅の明渡しを請求することができる旨を定める部分は、憲法22条1項に違反しないとされたこと。

当事者の関係図



1. 事案の概要

本件は、X（西宮市）が、市営住宅の入居者であるY1とその同居者であるY2・Y3（Y1の両親）に対し、当該市営住宅の明渡し及び明渡し済みまで月額7万7,900円の割合による損害金の支払を求めるとともに、市営住宅の駐車場の使用者であるY2に対し、当該駐車場の明渡し及び明渡し済みまで月額1万円の割合による損害金の支払を求める事案である。

本件事案の事実関係は、次の通りである。

X（兵庫県西宮市）は、平成17年8月、西宮市営住宅条例（平成9年西宮市条例第44号。以下「本件条例」という。）の規定に基づき、市営住宅（Xが建設、買取り又は借上げを行い、市民等に賃貸し、又は転貸するための本件条例2条2号から7号までに規定する住宅及びその附帯施設をいう。本件条例2条1号）のうちXが所有する住宅（以下「本件住宅」という。）の入居者をY1とする旨決定した。

本件条例46条1項柱書は「市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。」と規定しているところ、Xは、平成19年12月、本件条例を改正し、同項6号として「暴力団員であることが判明

したとき（同居者が該当する場合を含む。）との規定を設けた（以下、同項柱書及び同項6号の規定のうち、入居者が暴力団員であることが判明した場合に市営住宅の明渡しを請求することができる旨を定める部分を「本件規定」という。）本件条例において、「暴力団員」とは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）2条6号に規定する暴力団員をいうと定義されている（本件条例7条5号）。そして、暴対法において、「暴力団」とはその団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴対法別表に掲げる罪のうち「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則」1条各号に掲げられているもの）をいう。暴対法2条1号）を行うことを助長するおそれがある団体と定義され（暴対法2条2号）また、「暴力団員」とは暴力団の構成員と定義されている（同条6号）。

Xは、平成22年8月、Y1に対し、その両親であるY2及びY3を本件住宅に同居させることを承認した。その際、Y1及びY2は、「名義人又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、ただちに住宅を明け渡します。」との記載のある誓約書をXに提出した。また、本件条例によれば、市営住宅の入居者又は同居者のみが当該市営住宅の駐車場を使用することができ、入居者又は同居者でなくなればこれを明け渡さなければならないところ（本件条例56条2項1号、64条2項、西宮市営住宅条例施行規則（平成9年西宮市規則第1号）53条8号）Xは、同年9月、Y2に対し、本件住宅の同居者であることを前提に、本件住宅の駐車場である土地（以下「本件駐車場」という。）の使用を許可した。

Y1は、平成22年10月当時、暴力団である六代目A組三代目B組C會に所属する暴力団員であった。Xは、同月、兵庫県警察からの連絡によって、Y1が暴力団員である事実を知った。そこで、Xは、同月、Y1に対し、本件規定に基づいて同年11月30日までに本件住宅を明け渡すことを請求するとともに、Y2に対しても、本件駐車場の明渡しを請求した。

Y1は、従前から別の建物を賃借してそこに居住しており、本件住宅には現実に居住することではなく、Y2及びY3のみが本件住宅に居住している。

2. 第一審判決・第二審判決

第一審判決

Y1らは、第一に、本件規定は合理的な理由のないまま暴力団員を不利に扱うものであるから、憲法14条1項に違反する、第二に、本件規定は必要な限度を超えて居住の自由を制限するものであるから、憲法22条1項に違反する、第三に、Y1は近隣住民に危険を及ぼす人物ではないし、Y2及びY3はそれぞれ身体に障害を有しているから、本件住宅及び本件駐車場の使用の終了に本件規定を適用することは憲法14条1項又は22条1項に違反すると主張した。

第一審は、Xが解除の効力発生の時期として指定した平成22年10月31日時点では、Y1は暴力団員であったと認められるとした上で、次の通り判示してXの請求を認めた。（平成25年2月8日神戸地裁尼崎支部判決、ウェストロージャパン）

ア）合理的な理由に基づく区別は直ちに憲法14条に違反するものではないとするのが判例であるところ、公営住宅から暴力団員を排除することには合理的な理由があると認められる。

イ）Y2・Y3は、独自に本件住宅の入居承認を得たのではなく、Y1の入居承認を基礎とする

同居者としての承認を得たのにとどまり、その経緯についても、Y1は住居を別途賃貸借して本件住宅の使用の必要は低かったのに平成17年から本件住宅の使用の権限を確保し、それをY2・Y3に継承させたものであり、真に住宅に困窮している者に対して住宅を提供するという公営住宅制度の趣旨に反する経緯であったことを考慮すると、Y2・Y3を入居者とする入居の承継を認めるのも相当とはいえない。したがって、Y2・Y3に対しても明渡請求をすることが憲法14条に違反するとはいえない。

ウ) 憲法22条の定める居住の自由は公共の福祉に反しない限り認められるものであるところ、正当な手続きに基づく明渡請求がなされる場合に、これに反してまで居住を継続することを認めるものではない。

エ) 西宮市営住宅条例56条2項によれば、駐車場を使用できるのは市営住宅の入居者又は同居者である場合に限られると認められ、本件住宅の契約上の入居者であるY1に対する契約解除が認められる以上、Y2は駐車場の明渡し義務を負うものと認められる。

第二審判決

Y1らが控訴したところ、控訴審は、第一審判決を補正の上引用して説示するとともに、次の通り補足して、控訴を棄却した(平成25年6月28日大阪高裁判決、ウェストロージャパン)。

Y1らは、本件賃貸借契約の解除について、信頼関係を破壊しない特段の事情がある旨主張するが、公営住宅の使用関係については、特別法である公営住宅法及びこれに基づく条例が一般法である民法ないし借地借家法に優先して適用されるところ、本件条例が暴力団員である者に市営住宅の供給を拒絶する旨定めていることには合理的な理由があるというべきである上、Y1は、本件住宅の入居承認を得た平成17年当時、市営住宅に入居する必要性は低く、入居承認を受けた後も本件住宅には入居せず、平成22年に同居承認を受けてY2・Y3を本件住宅に居住させるようになったものであって、これは真に住宅に困窮している者に対して住宅を供給するという公営住宅の趣旨にそぐわない行為であったといわねばならず、Y1において、本件賃貸借契約の解除までは家賃の滞納もなく、地域活動をするなど近隣住民に迷惑をかけるような行為をしたことがなかったとしても、同控訴人について信頼関係を破壊しない特段の事情があるということとはできない。

3. 最高裁判決

Y1らが上告したところ、最高裁は次のように判示して、Y1らの上告を棄却した(平成27年3月27日最高裁二小判決、民集69巻2号419頁、裁判所時報1625号2頁、裁判所ウェブサイト、判例タイムズ1414号131頁、判例時報2258号39頁、金融法務事情2023号110)。

地方公共団体は、住宅が国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であることに鑑み、低額所得者、被災者その他住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保が図られることを旨として、住宅の供給その他の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、実施するものであって(住生活基本法1条、6条、7条1項、14条)地方公共団体が住宅を供給する場合において、当該住宅に入居させ又は入居を継続させる者をどのようなものとするのかについては、その性質上、地方公共団体に一定の裁量があるというべきである。

そして、暴力団員は、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の構成員と定義されているところ、このような暴力団員が市営住宅に入居し続ける場合には、当該市営住宅の他の入居者等の生活の平穩が害されるおそれを否定することはできない。他方において、暴力団員は、自らの意思により暴力団を脱退し、そうすることで暴力団員でなくなることが可能であり、また、暴力団員が市営住宅の明渡しをせざるを得ないとしても、それは、当該市営住宅には居住することができなくなるというにすぎず、当該市営住宅以外における居住についてまで制限を受けるわけではない。

以上の諸点を考慮すると、本件規定は暴力団員について合理的な理由のない差別をするものということとはできない。したがって、本件規定は、憲法14条1項に違反しない。

また、本件規定により制限される利益は、結局のところ、社会福祉的観点から供給される市営住宅に暴力団員が入居し又は入居し続ける利益にすぎず、上記の諸点に照らすと、本件規定による居住の制限は、公共の福祉による必要かつ合理的なものであることが明らかである。したがって、本件規定は、憲法22条1項に違反しない。

そして、Y1は他に住宅を賃借して居住しているというのであり、これに、誓約書が提出されていることなども併せ考慮すると、その余の点について判断するまでもなく、本件において、本件住宅及び本件駐車場の使用の終了に本件規定を適用することが憲法14条1項又は22条1項に違反することになるものではない。

4 . 解説

公的賃貸住宅の概要

地方公共団体は、住宅が国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であることに鑑み、低額所得者、被災者その他住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保が図られることを旨として、住宅の供給その他の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、実施するものとされている（住生活基本法1条、6条、7条1項、14条）。

具体的には、次の賃貸住宅が供給されている。

- ・「公営住宅法」に基づく公営住宅
- ・「住宅地区改良法」に基づく住宅
- ・「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく住宅
- ・国土交通大臣の承認を受けた整備計画に基づき施行される密集住宅市街地整備促進事業及び住宅市街地総合整備事業により供給される住宅
- ・その他地方公共団体の条例に基づく住宅

多くの地方公共団体では、上記の住宅を一元的に管理するための条例を制定しており、本件条例もその一つである。

不動産契約における反社会的勢力問題の経緯

暴対法とマネロン法

反社会的勢力との関係遮断の必要性・意義についてはここで改めて論じるまでもないが¹、ここでは、不動産契約における反社会的勢力問題の経緯を確認しておく²。

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(暴対法)は、第9条(暴力的要求行為の禁止)において、指定暴力団等の暴力団員は次の行為をしてはならないと規定する。

- ・不動産を占拠したり、不動産に自己の氏名を表示したりすることにより当該不動産に対する支配の誇示を行い、所有者等が拒絶しているにもかかわらず、それをやめることの対償として明渡し料その他金品等の供与を要求すること
- ・宅地建物取引業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、不動産の売買・交換を要求したり、売買・交換・貸借の代理又は媒介を要求すること
- ・宅地建物取引業者以外の者に対し、不動産の売買・交換をみだりに要求したり、人に対して不動産の貸借をみだりに要求すること

また、マネー・ローンダリング(資金洗浄)及びテロ資金供与対策を目的として制定された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(マネロン法)では、宅地建物取引業者は、宅地・建物の売買契約の締結又はその代理・媒介を行う際に、取引時確認の実施(第4条)³、確認記録の作成・保存(第6条)、取引記録の作成・保存(第7条)、疑わしい取引の届出(第8条)が義務付けられている。

これら法律が定めるのは、あくまでも行為規制であって、対象行為に係る不動産契約の効力自体について規定するものではない。また、こうした規制に対応して、暴力団を名乗って正面から不当要求に及ぶことが少なくなる一方で、素性を隠して不動産取引に侵入し、巧妙に活動資金を獲得するようになっており、そこで、さらなる対応が必要となった。

暴排条例

そうした状況下で、犯罪対策閣僚会議幹事会は、2007(平成19)年6月に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を申合せ事項として公表し、企業における反社会的勢力排除のための取組みとして、不当要求の拒絶のみならず、取引を含めた一切の関係遮断を求めた。

この指針で示された方向性を法的ルールとして具体化したのが暴力団排除条例(暴排条例)であり、全国47都道府県で暴排条例が制定・施行されている。そして、市区町村でも暴排条例が制定・施行されつつある。

なお、条例で暴力団排除が初めて規定されたのは、2004(平成16)年に、広島県と広島市が公営住宅の入居資格について「本人とその同居親族が暴力団対策法に規定する暴力団員でないこと」と定めたことによる⁴。奇しくも、本件事案と同様、公営住宅が契機となって暴排条例が制定され始めたのである。

そして、2007(平成19)年4月20日に東京都町田市で暴力団員による立てこもり発砲事件が起きたことをきっかけとして、国土交通省は、公営住宅を管理する地方公共団体を対象に全国調査を実施し、その結果を同年5月に発表した⁵。これによると、公営住宅において過去5年程度の間把握された不法行為等の件数は全国で合計277件あり、このうち暴力団員等(暴力団員、元暴力団員及び暴力団員と疑われる者)によるものと確認された事例は105件に上っていた(殺人事件・傷害事件等59件、不正入居・不正使用27件、恫喝・その他19件)。この調査結果を踏まえ、同年6月1日、国土交通省住宅局長が各都道府県知事等に対し、「公営住宅における暴力団排除について」(平成19年国住備第14号)と題する通知を発出し、公営住宅の入居者及び周辺住民の

生活の安全と平穩を確保するため及び国及び地方公共団体の補助等により低廉な家賃で供給された公営住宅に暴力団員が入居することは社会正義の上でも問題になることを理由として、その対策を講じるよう指示し⁶、これを受けて、それまで条例等に暴力団員排除に関する条項を設けていなかった地方公共団体においても、明文化がされた立法事例が多くなった。

暴排条例の内容のうち重要なものは、暴力団員等に対する利益供与の禁止と契約時における措置である。後者は、契約時の属性確認と契約書への暴力団排除条項（暴排条項）の導入を意味しており、反社会的勢力との取引関係を未然に防止するとともに、結果的に取引関係が生じたとしても、関係遮断を容易にすることを目的としている。暴排条項は、取引当事者間の契約書や約款、申込書等に設けられる条項であり、取引先が暴力団を始めとする反社会的勢力である場合には、契約を解除できる旨を定めた条項をいう⁷。

暴排条例はまた、宅地建物取引業者等が不動産取引を行う際に、契約書等の関係書類に暴排条項を盛り込むことを求めている。

不動産取引における暴排条項

犯罪対策閣僚会議幹事会は2010（平成22）年12月、「企業活動からの暴力団排除の取組について」において、各府省は、関係業界に対する指針の更なる普及啓発に努め、とりわけ、取引約款に暴力団排除条項を導入すること等の具体的な取組がなされるよう留意すること及び各府省は、業界団体による、業種ごとの標準契約約款に盛り込むべき暴力団排除条項のモデル作成を支援することを申合せ事項として決定した。

このような政府の動きの中で、財団法人不動産流通近代化センター（現在の公益財団法人不動産流通推進センター）は、関係団体などと共に2007（平成19）年12月に「不動産業における犯罪収益移転防止法及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会」を設置し、宅地建物取引業における犯罪収益移転防止のためのハンドブックの作成などを行っている⁸。また、同センターを事務局として、警察庁、国土交通省、業界団体による不動産業・警察暴力団等排除中央連絡会が2011（平成23）年9月30日に設置された⁹。

そして、国土交通省及び警察庁による支援を受けて、不動産流通4団体（社団法人全国宅地建物取引業協会連合会、社団法人全日本不動産協会、社団法人不動産流通経営協会、社団法人日本住宅建設産業協会）は、不動産取引の契約書（売買・媒介・賃貸住宅）のモデル条項として、暴力団等反社会的勢力排除条項を定め、2011（平成23）年6月以降、各団体において順次導入することとした¹⁰。

暴排条項に関する学説

暴排条例や暴排条項は、単に暴力的行為等を規制するだけでなく、商取引や住宅からの排除という日常生活面での幅広い排除を含むものであることから、憲法上の問題が提起されている。

学説の中には、問題があるのではないかと指摘するものがある¹¹。また、これらがいずれも条例であることから、法律であれば内閣法制局の審査を通らず、国会を通過しなかったとする見解もある¹²。

しかしながら、暴力団員に対するこのような規制については、憲法上許されるとするのが学説

の大勢であるといえる¹³。

暴排条項に関する下級審裁判例

本件と同種の事案の下級審裁判例として、(2) で紹介した広島市の条例をめぐるものがあるほか¹⁴、暴排条項の憲法適合性が争われた下級審裁判例は少なくないが、いずれの裁判例においても、憲法に違反しないとの判断がされている¹⁵。

本件規定と憲法14条1項

法の下の平等を保障する憲法14条1項の意義について、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り法的な差別的取扱いを禁止する趣旨であるとするのが判例である¹⁶。

また、憲法14条1項後段は「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めるが、判例は、これらの列挙事由は例示的なものにすぎないとしている。

これを本件規定についてみると、本件判決が判示するように、地方公共団体は、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保が図られるよう、住宅の供給などの施策を策定・実施するところ、住宅に入居させ又は入居を継続させる者をどのようなものとするのかについては、その性質上、地方公共団体に一定の裁量があるというべきである。そして、暴力団員は、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の構成員と定義されているところ、このような暴力団員が住宅に入居し続ける場合には、他の入居者等の生活の平穏が害されるおそれを否定することはできない。

他方、本件判決が指摘するように、暴力団員は、自らの意思により暴力団を脱退して暴力団員でなくなることが可能である。また、暴力団員が市営住宅の明渡しをせざるを得ないとしても、それは、当該市営住宅には居住することができなくなるというにすぎず、それ以外の住宅についてまで制限を受けるわけではない。

そうすると、本件規定は暴力団員について合理的な理由のない差別をするものということではできず、憲法14条1項に違反しないとした最高裁の判断は妥当であると考えられる。

本件規定と憲法22条1項

居住の自由を保障する憲法22条1項の意義に関し、居住の自由を制限する規定の合憲性について判断が下された判例がある¹⁷。これは、規制区域内に所在する建築物等で、多数の暴力主義的破壊主義者の集合の用に供され又は供されるおそれがある場合、運輸大臣（現在の国土交通大臣）はその使用禁止を命ずることができるとの法令の規定（新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法3条1項1号）につき、その憲法適合性が争われたものである。最高裁は、1）保護される利益を航空機の航行の安全の確保や乗客等の生命、身体の安全の確保等とし、2）制限される利益を暴力主義的破壊活動者の集合の用に供する利益として、1）と2）を比較した上、これによってもたらされる居住の制限は「公共の福祉による必要かつ合理的なもの」であるとして、憲法22条1項に違反しないものと判断した。この判決は、利益較量論を合憲性の審査基準として採用したものとされている¹⁸。

これを踏まえると、本件規定により制限される利益は、社会福祉的観点から供給される市営住宅に暴力団員が入居し又は入居し続ける利益にすぎないとみることができ、本件事案の事実関係に照らすと、本件規定による居住の制限は、公共の福祉による必要かつ合理的なものであることが明らかといえるので、本件規定は憲法22条1項に違反しないと最高裁の判断は妥当であると考えられる。

5．本件判決の意義

最高裁として初めての判断

公的賃貸住宅の暴排条項に関し最高裁まで争われた事案は従前あったものの、その合憲性について明確に判示したのは本件判決が初めてであり、その点において本件判決は実質的な最初の判例としての意義を有する。

賃貸住宅管理業者としての留意点

賃貸住宅管理業者の中には、公営住宅などの公的賃貸住宅の管理業務を受託している業者がいる。これら業者としては、本件判決は受託業務において重要な意義を有するものであり、現場の担当者にその内容を理解させておく必要がある。

また、4．解説 で述べた不動産取引全般における暴力団排除の流れの中で、民間賃貸住宅の管理業務を受託する業者としても、民間賃貸住宅に関する契約における暴排条項の意義と実務での取り扱いについて改めて確認しておくことが求められる。

6．本件判決に関する評釈

- ・廣瀬孝 『最高裁判所判例解説 民事篇（平成27年度）』 155頁
- ・廣瀬孝 『法曹時報』 69巻 4号148頁
- ・廣瀬孝 『ジュリスト』 1486号70頁
- ・仲野武志 『ジュリスト臨時増刊（平成27年重要判例解説）』 1492号36頁
- ・大沢秀介 『ジュリスト臨時増刊（平成27年重要判例解説）』 1492号20頁
- ・宗宮英俊 『NBL』 1060号69頁、商事法務
- ・佐々木雅寿 「判例評釈689号」 2頁、判例時報2293号148頁
- ・金子匡良 『憲法判例百選 第7版』 ジュリスト別冊245号228頁
- ・岡野誠樹 『法学協会雑誌』 134巻 7号1251頁
- ・矢田尚子 『判例地方自治』 407号81頁
- ・比山節男 『判例地方自治』 404号67頁
- ・江原勲 = 榎本洋一 『判例地方自治』 397号 4頁
- ・Westlaw Japan・新判例解説1048号（2015WLJCC109）
- ・米田雅宏 = 遠藤美奈 『法学教室』 472号20頁
- ・廣瀬孝 『ジュリスト増刊（最高裁時の判例9）』 41頁
- ・内藤陽 『北大法学論集』 67巻 5号298頁
- ・山本龍彦 『法学教室別冊』 425号 8頁（付録・判例セレクト2015）

- ・ 斎藤一久『法学セミナー』727号116頁
- ・ 橋本勇『自治実務セミナー』641号68頁
- ・ 門田孝『法学セミナー増刊(新判例解説Watch)』18号11頁
- ・ 田中博章『週刊金融財政事情』66巻34号30頁
- ・ 間野明『行政関係判例解説 平成27年』245頁、ぎょうせい、2015年

- 1 企業防衛・業界防衛の観点からみた反社会的勢力との関係遮断の必要性については、鶴巻暁「反社会的勢力データベースの現状と課題」NBLNo.933、23～27頁を参照。
- 2 この部分の記述は、拙稿「不動産契約における相手方選択の自由」明海大学不動産学部論集第24号19頁～36頁に基づく。
- 3 顧客が個人の場合は、本人特定事項(氏名・住居・生年月日)、取引を行う目的、職業が確認事項とされ、顧客が法人の場合は、本人特定事項(名称・本店所在地)、取引を行う目的、事業の内容、実質の支配者の有無等が確認事項とされている。
- 4 広島市の場合、広島市市営住宅等条例(平成9年広島市条例第35号)を2014(平成16)年6月28日に改正施行し、第40条第1項六号に「入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき」が規定された。
- 5 平成19年5月25日付け「公営住宅における不法行為等の防止に関する調査結果について」
- 6 本件判決の評釈である判例時報2258号の41頁にこの通知の内容が紹介されている。
- 7 平野謙・藤内健吉「暴力団排除条項(上)」NBLNo.921、34～41頁、藤内健吉「暴力団排除条項(中)」NBLNo.922、88～94頁、久米知之・正木幸博・林堂佳子「暴力団排除条項(下)」NBLNo.923、51～61頁参照。
- 8 協議会の設置要綱はhttps://www.retpc.jp/wp-content/uploads/hansya/pdf/est_liaison_council.pdf
- 9 連絡会の設置要領はhttps://www.retpc.jp/wp-content/uploads/hansya/pdf/est_liaison_conference.pdf
- 10 現在は、公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会、公益社団法人全日本不動産協会、一般社団法人不動産流通経営協会、一般社団法人全国住宅産業協会である。なお、モデル条項の作成に当たっては、当機構が事務局を務めた。
- 11 青木理ほか「『暴力団排除条例』の廃止を求め『暴対法改定』に反対する表現者の共同声明」辻井喬ほか『あえて暴力団排除に反対する』102頁、平成24年、又市征治参議院議員の平成24年5月18日付け質問趣意書〔第180回国会質問第116号〕、三木賢治「警察が、暴排条例の全都道府県制定を進めた理由」都市問題103巻10号50頁、平成24年、古賀康紀「『オウム新法』より苛烈な『暴力団排除条例』は合憲か？」週刊新潮平成26年3月27日号145頁、北村喜宣「超えられない一線 - 公営住宅における暴力団排除」自治事務セミナー 47巻10号27頁、平成20年。
- 12 本件判決の評釈である判例タイムズ1414号135頁は、こうした見解を示すものとして宮崎学編著『メルトダウンする憲法・進行する排除社会』28頁〔青木理〕〔平24〕、小林道雄「警察はなぜ暴力団排除条例を必要とするのか」都市問題103巻10号67頁〔平24〕、匿名「反社会的勢力に対する権利制限の根源とは」商事法務2012号74頁〔平25〕を紹介する。
- 13 橋本基弘「基調講演 暴力団と人権」『警察政策』13巻14頁、平成23年、松坂規生「暴力団排除活動の動向」『法律のひろば』65巻2号11頁、平成24年、後藤啓二『企業・自治体・警察関係者のための暴力団排除条例入門』107頁、東洋経済新報社、平成24年、安念潤司「暴対法・暴排条例によるフロント企業の規制は違憲か？」危機管理研究会編『実戦！社会vs暴力団～暴対法20年の軌跡』493頁、金融財政事情研究会、平成25年、犬塚浩ほか『暴力団排除条例と実務対応』276頁、平成26年。
- 14 広島地判平成20年10月21日及びその控訴審の広島高判平成21年5月29日。その内容は、鶴巻暁「判批」東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会編『別冊金融・商事判例 反社会的勢力を巡る判例の分析と展開』28頁、平成26年で紹介されている。
- 15 福岡地裁平成7年3月28日判決・判例タイムズ894号92頁、那覇地裁平成7年5月17日判決・判例タイムズ883号124頁、京都地裁平成7年9月29日判決・判例タイムズ900号182頁、那覇地裁平成3年1月23日決定・判例時報1395号130頁、神戸地裁平成6年11月28日決定・判例時報1545号75頁。なお、金融機関の普通預金規定

における暴排条項に関し、大阪高裁平成25年7月2日判決・高刑66巻3号8頁・判例タイムズ1407号221頁。

16 最高裁大法廷昭和39年5月27日判決・民集18巻4号676頁・判例タイムズ164号75頁、最高裁大法廷昭和48年4月4日判決・刑集27巻3号265頁・判例タイムズ291号135頁。

17 成田新法事件判決と呼ばれる最高裁大法廷平成4年7月1日判決・民集46巻5号437頁・判例タイムズ789号76頁。

18 千葉勝美「判解」最高裁判例解説民事篇平成4年度245頁。